

議案第42号

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 工作物
- 2 財産の名称 大清水運動場工作物一式
- 3 工作物の内容 バックネット、フェンス、門扉、スロープ、階段および進入路
- 4 譲渡の方法 譲与
- 5 譲渡の相手方 滋賀県米原市大清水 1773 番地

大清水区

代表者 尾 木 元 三

平成29年3月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

大清水運動場の工作物を譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。